

平成24年度第1回社会復帰促進等事業に関する検討会

主な指摘事業について

- 28-3 安全から元気を起こす戦略の推進経費
(災害事例の労働災害防止活動への活用促進事業)
- 28-5 安全から元気を起こす戦略の推進経費
(化学物質の危険有害性情報の伝達の促進)
- 33 じん肺等対策事業
- 34 地域産業保健事業
- 36 職場における受動喫煙対策事業
- 38 化学物質管理の支援体制の整備
- 40 石綿障害防止総合相談員等設置経費
- 47 建設業などにおける労働災害防止対策費
- 56 自動車運転者の労働時間等の改善のための環境整備等
- 62 労働災害防止対策費補助金経費
- 63 産業医学振興経費
- 66 女性就業支援全国展開事業
- 75-2 労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策の推進
(テレワーク普及促進等対策)

事業名	安全から元気を起こす戦略の推進経費 (災害事例の労働災害防止活動への活用促進事業)			平成24年度 事業番号	28-3	
事業概要	事業者(とくに中小規模)及び労働者に対して、安全衛生活動に必要な情報の提供等を行うため、インターネットを通じた災害事例等の安全衛生情報や安全衛生教育ソフトの提供等を行う。 各事業場の状況に応じた安全衛生対策の策定・実施、労働者への教育の徹底のための情報等を国が提供することで、労働災害の防止を目指す。					
予算・決算		予算額	決算額	予算執行率(%)	社会復帰促進等事業に関する検討会における評価	
	平成22年度	339,894	375,290	111.1	平成21年度	C
	平成23年度	75,366	48,189	63.9	平成22年度	C
	平成24年度	51,712	※予算執行率は行政経費を考慮していない。		平成23年度	C
23年度実績評価	アウトカム指標	①サイトへアクセスした企業への抽出調査によって、企業の安全衛生対策に役立ったとする割合を90%以上とする。 ②充実した情報提供等によって、ホームページへのアクセス件数を2千万件以上とする。		実績	×	①サイトへアクセスした企業への抽出調査で企業の安全衛生対策に役立ったとする割合 81.6% ②アクセス件数 8,994,596件
	アウトプット指標	上記①～②によりホームページ上のコンテンツの一層の充実を図る。 「リスクアセスメント実施支援ツール」に新たにリスク見積もり対象作業データ(4作業)を追加する。		実績	○	「リスクアセスメント実施支援ツール」に新たにリスク見積もり対象作業データ(4作業)を追加した。
	未達成原因の分析	サイトの周知・広報が不足したこと、初年度ということもあって、適切なアクセス数が見積もれなかったことが考えられる。				
	改善事項、今後の課題	「リスクアセスメント実施支援ツール」のコンテンツは引き続き、「職場のあんぜんサイト」に掲載されるので、同サイトの内容を一層充実させるよう今後改善を図りたい。 また、28-2「安全から元気を起こす戦略の推進経費(安全プロジェクト推進事業)」等で、企業や関連団体にサイトの周知を図ることとする。				
24年度目標設定	24年度事業概要	実施方法:委託事業 調達方法:①一般競争入札②一般競争入札 ① 災害事例等作成事業(労働者死傷病報告、災害調査復命書をもとに災害要因の分析等を行うとともに、その分析結果等については事業者が活用しやすい形に加工して公開し事業場での安全衛生活動に活用できるようにする) ② 労働災害情報コンテンツの一元管理(上記①、②で作成したコンテンツを厚生労働省ホームページに掲載し、保守・管理を行う。)				
	アウトカム指標	各種労働災害データベースを掲載したホームページへのアクセス数を1,100万件以上とする。				
		指標の設定根拠(理由)	事業の周知と広報の効果を検証するためホームページアクセス数を目標に設定した。			
	アウトプット指標	各種労働災害データベースの作成(500件)				
	指標の設定根拠(理由)	機械に関する災害事例のデータベースを作成・掲載し、事業場に対して周知することで労働災害防止を図って頂く観点から、災害発生件数の多い5種類の機械(プレス機、食品加工用機械、研削盤、ロール機、混合・粉碎機)について、各機械の災害を網羅できる100件ずつ合計500件を作成・掲載目標として設定した。				
社会復帰促進事業検討会における指摘事項	前受託者(中央労働災害防止協会)が受託していた時は、サイトが受託者のサイトにあったこともあり、利用者もアクセスしやすかったが、厚生労働省のサイトにサイトが移ったことで、アクセスしづらくなったと考えられる。積極的な周知を行うべきではないか。					

事業名	安全から元気を起こす戦略の推進経費 (化学物質の危険有害性情報の伝達の促進) (平成23年度は「化学物質管理の支援体制の整備」事業) 【24年度重点目標管理事業】			平成24年度 事業番号	28-5	
事業概要	化学物質を取り扱う事業場に対して、化学物質の自主的管理を促進し、また国によるリスク評価のための調査を実施することで、化学物質による労働災害を防止する。 ①化学物質による労働災害を防止するため、化学物質の自主的管理を促進する必要がある、化学物質の危険有害性情報の提供等の支援を行う必要がある。 ②有害性が指摘されている化学物質について、リスクの高いものは規制を強化する必要がある、このための有害性及びばく露実態の調査を行う必要がある。 ③ナノマテリアルの人に対する有害性は必ずしも明らかにならず、有害性を明らかにする必要がある。					
予算・決算		予算額	決算額	予算執行率(%)	社会復帰促進等事業に関する検討会における評価	
	平成22年度	402,392	376,489	95.5	平成21年度	C
	平成23年度	100,259	90,580	90.3	平成22年度	A
	平成24年度	62,049	※予算執行率は行政経費を考慮していない。		平成23年度	C
23年度実績評価	アウトカム指標	①モデルMSDSのホームページアクセス数を前年度(661万件)以上にする。 ②モデルMSDSについて、「役に立った」とする割合を70%以上とする。			実績	○ ②モデルMSDSについて、「役に立った」とする割合は98%となった。 × ①モデルMSDSのホームページアクセス数は119万件にとどまった。
	アウトプット指標	① 200の化学物質についてGHS(化学品の分類と表示に関する国連勧告)分類を行う。 ②平成22年度にリスク評価(初期評価)を実施した物質のうち、「詳細評価が必要である」とされた5物質についてリスク評価(詳細リスク評価)を行うとともに、労働安全衛生規則第95条の6に基づく告示(H21.12改正)に定める43物質のうち、事業場からの有害物ばく露作業報告の提出があり、事業場におけるばく露測定が行える物質すべてについて、確実にリスク評価(初期リスク評価)を実施する。 ③長期発がん性試験方法の確立のため、ナノマテリアル吸入ばく露予備試験(13週間試験)を行う。			実績	○ ①201の化学物質についてGHS分類を行った。 ②5物質についてリスク評価(詳細リスク評価)を実施済み。また、有害物ばく露作業報告があり、測定方法の検討が終了した8物質について初期リスク評価を実施。 ③長期発がん性試験方法の確立のため、ナノマテリアル吸入ばく露予備試験(13週間試験)を行った。
	未達成原因の分析	これまで中央労働災害防止協会に委託して運営していた「安全衛生情報センター」から「職場のあんぜんサイト」に移行した最初の年であり、サイトの知名度が十分ではなかったことからアクセス数が少なくなったと考えられる。				
	改善事項、今後の課題	引き続き計画的に事業を運営する。 化学物質のGHS分類については引き続き事業を行う。 「モデルMSDS」のコンテンツは、引き続き、「職場のあんぜんサイト」に掲載されるので、同サイトの内容を一層充実させるよう今後改善を図りたい。 また、同サイトの周知啓発を図っていく必要がある、今年度に全国数カ所で開催を予定している省令改正のための説明会等の機会も活用して周知啓発を行うこととしたい。				
24年度目標設定	24年度事業概要	化学物質の自主的管理を促進するため、化学物質の危険有害性情報の提供等の支援を行う。				
	アウトカム指標	モデルMSDS関係のホームページアクセス数を前年度2割以上増加させる。				
	アウトプット指標	指標の設定根拠(理由)	事業場において、化学物質のリスクアセスメントを実施する際、MSDSにより化学物質の有害性等を調べる必要があるため、モデルMSDSのアクセス数は事業場における化学物質のリスクアセスメントの指標となる。			
		160の化学物質についてGHS(化学品の分類と表示に関する国連勧告)分類を行う。	指標の設定根拠(理由)	GHS分類をした化学物質は職場のあんぜんサイトに公表し、広く一般に提供することとしているため、GHS分類した化学物質の数がアウトプットとしての指標になる。		
社会復帰促進事業検討会における指摘事項	前受託者(中央労働災害防止協会)が受託していた時は、サイトが受託者のサイトにあったこともあり、利用者もアクセスしやすかったが、厚生労働省のサイトにサイトが移ったことで、アクセスしづらくなったと考えられる。積極的な周知を行うべきではないか。					

事業名	じん肺等対策事業			平成24年度 事業番号	33
事業概要	<p>①労働安全衛生法第67条に基づき、有害業務に従事した離職労働者に対して健康管理手帳を交付し、年2回(じん肺は1回)健康診断を実施する。</p> <p>②防じんマスク及び防毒マスクについて、それぞれ「防じんマスクの規格」及び「防毒マスクの規格」に定める試験を実施し、規格を満たしていない場合等には、厚生労働省で必要な措置をする。</p> <p>③各種作業内容及び作業場所における個人サンプラーを用いた濃度測定について、実証的研究を行い、現行の作業環境測定との比較検討を行う。局所排気装置等の還流方式の実証的研究として、最近の知見を踏まえて、空気清浄装置により有害物が除去された空気の還流による作業場への影響に関する研究を行うとともに、局所排気装置のフード部分の風速と有害物の空气中濃度との関係に関する研究を行う。</p>				
予算・決算		予算額	決算額	予算執行率(%)	社会復帰促進等事業に関する検討会における評価
	平成22年度	1,187,116	957,919	98.8	平成21年度 B
	平成23年度	1,415,644	集計中	集計中	平成22年度 C
	平成24年度	1,428,809	※予算執行率は行政経費を考慮していない。		平成23年度 B
23年度実績評価	アウトカム指標	①離職後健診の実施率(健康管理手帳所持者の健康診断受診率)を53.7%以上にする。 ②現在市場に流通しており、本年度中に有効期間が終わる呼吸用保護具のうち、有効期間内に買取試験を実施した型式の割合を100%とする。		実績	○ ①54.8% ②100%
	アウトプット指標	①石綿健康管理手帳の新規交付件数を3,177件以上とする。		実績	× ①2,505件
	未達成原因の分析	①アウトカム指標に設定した健康診断受診率は、委託医療機関による受診勧奨の実施等により、目標を達成することができた。一方、アウトプット指標に設定した石綿健康管理手帳の新規交付件数は目標を下回った。これは、これまで行ってきた制度の周知が一定程度行き渡ったためと考えられる。			
	改善事項、今後の課題	①今後、石綿健康管理手帳の所持者は増加を続けることが見込まれるが、新規交付数自体は減少することが予想されるため、目標の設定方法を見直す必要がある。			
24年度目標設定	24年度事業概要	<p>①労働安全衛生法第67条に基づき、有害業務に従事した離職労働者に対して健康管理手帳を交付し、年2回(じん肺は1回)健康診断を実施する。</p> <p>②防じんマスク及び防毒マスクについて、それぞれ「防じんマスクの規格」及び「防毒マスクの規格」に定める試験を実施し、規格を満たしていない場合等には、厚生労働省で必要な措置をする。</p> <p>③各種作業内容及び作業場所における個人サンプラーを用いた濃度測定について、その測定方法、測定結果の評価方法などの実証的研究を行い、現行の作業環境測定との比較検討を通じて作業環境管理のあり方の検討を行った上で、当該測定方法のあり方などについて一定の取りまとめを行う。また、作業環境測定結果の評価指標として定められている管理濃度について、同じ物質でも状態の違いなどにより生体への影響も異なってくるため、当該状態を踏まえての測定方法などの検討に向け、新たな知見も踏まえた実証的研究を行う。</p>			
	アウトカム指標	②現在市場に流通しており、本年度中に有効期間が終わる呼吸用保護具のうち、有効期間内に買取試験を実施した型式の割合を100%とする。			
		指標の設定根拠(理由)	呼吸用保護具の型式検定の有効期間は5年間であるところ、1回以上の買取試験により性能を確認するため。		
	アウトプット指標	①健康管理手帳所持者の健康診断受診率を、平成23年度の実施率(54.8%)以上とする。			
	指標の設定根拠(理由)	手帳所持者のうち健康診断を受診している者の割合を年々向上させることにより、健康管理を行うという手帳の目的を果たすこととなるため。			
社会復帰促進事業検討会における指摘事項	同じ石綿対策に関する事業であるNo.40の「石綿障害防止相談事業」と連携を図りながら事業を推進していくこと。				

事業名	地域産業保健事業			平成24年度 事業番号	34
事業概要	労働安全衛生法第19条の3に規定されている小規模事業場における労働者の健康管理に係る国の援助として、47都道府県に地域産業保健センターを設置し、労働局、医師会、労使関係者等と連携しつつ、事業者及び労働者に対して、健康相談等を実施。事業は都道府県医師会などに対して業務委託する。				
予算・決算		予算額	決算額	予算執行率(%)	社会復帰促進等事業に関する検討会における評価
	平成22年度	2,389,239	2,228,518	93.8	平成21年度 C
	平成23年度(補正)	3064696 (2,032,449)	2,909,389 (1,905,631)	94.9	平成22年度 C
	平成24年度	2,125,083	※予算執行率は行政経費を考慮していない。		平成23年度 C
23年度実績評価	アウトカム指標	健康相談の年間利用人数を、85,129人(22年度目標の労働者と事業者の合計)以上とする。		実績	× 83,895人
	アウトプット指標	事業場訪問実施回数を10,127回(22年度実績)以上とする。		実績	× 9,958回
	未達成原因の分析	この事業は、従来監督署単位だった契約単位を平成22年度から都道府県労働局単位に変更しており、依然として、受託者における混乱があり、平成23年度においても一部の地域で事業の実施が計画通りに進まなかった。また、平成23年度は本事業の予算額が減額されている(補正予算は「被災労働者に対する緊急健康診断事業」に充当されており、当該事業以外の平成23年度の事業の実質予算額は、22年度より減少。)が、目標は前年から減らさなかった。アウトプット指標については、利用者のニーズに応じ、事業場を訪問せずに、事業場周辺の医療機関で相談を実施する例が増えていることも影響している。			
	改善事項、今後の課題	昨年度の事業予算額は前年度比85.1%であり、事業の実施に制約があったが、利用者のニーズに即した事業の実施に努め、アウトカム指標の98.6%、アウトプット指標の98.3%を達成している。そこで、今後は、医師会等への事業内容の丁寧な説明に努め、円滑な事業の実施を図るとともに、地域特性や事業形態を考慮して、より利用者のニーズに即した活動が実施されるよう、相談を実施する身近な地域の医療機関の周知を図り活用を促進するとともに、関係機関等との連携を強化しながら事業の推進を図る。			
24年度目標設定	24年度事業概要	労働安全衛生法第19条の3に規定されている小規模事業場における労働者の健康管理に係る国の援助として、地域の医療機関等を活用し、健康相談等を行う。			
	アウトカム指標	健康相談の年間利用人数を、87,825人以上とする。			
	アウトプット指標	指標の設定根拠(理由)	本事業の効果は、事業者及び労働者が健康相談を利用することにより労働者の健康管理を促進することにあるため、本事業の主な業務である健康相談の利用人数とした。目標値は、23年度実績(83,895人)に予算の増を勘案した値とした。		
		指標の設定根拠(理由)	事業場訪問及び医療機関等における健康相談等の実施回数を30,178人以上とする。 事業執行率の指標としては、本事業の主な業務である健康相談等の実施回数とした。なお、事業場を訪問せずに、事業場周辺の医療機関において相談を実施する例が増えている実態を踏まえ、事業場訪問だけでなく医療機関等における健康相談等を含めた目標とした。目標値は、23年度実績(28,862回)に予算の増を勘案した値とした。		
社会復帰促進事業検討会における指摘事項	平成23年度は本事業の予算額が減額されているため、委託事業受託者のモチベーションが下がって達成できなかったようだが、地域産業保健事業は重要であり、受託者の医師会等への説明により理解を得るように努め、連携をとって事業を推進して頂きたい。				

事業名	職場における受動喫煙対策事業			平成24年度 事業番号	36		
事業概要	職場での受動喫煙防止の取組が遅れていることから、全国の事業場における受動喫煙に対する取組を促進し、受動喫煙による影響から労働者の健康を保護することを目的とし、(1)事業場に対する労働局又は監督署単位での説明会実施等の周知啓発、(2)①専門家による技術的な内容に関する電話相談及び実地指導、②たばこ煙の濃度を測定する機器の貸与、(3)飲食店、宿泊業等の事業者に対し、喫煙室の設置等に係る費用の一部の助成を実施する。						
予算・決算		予算額	決算額	予算執行率(%)	社会復帰促進等事業に関する検討会における評価		
	平成22年度	—	—	—	平成21年度	—	
	平成23年度	431,504	69,834	18.2	平成22年度	—	
	平成24年度	740,224	※予算執行率は行政経費を考慮していない。		平成23年度	B	
23年度実績評価	アウトカム指標	受動喫煙防止対策の技術的内容に関する実地指導を行った事業場から80%以上「役に立った」旨の回答を受ける。			実績	○	29件の実地指導のうち、実地指導後にアンケートを16件回収したが、指導内容に「非常に満足している」又は「満足している」と回答した事業者の割合は100%であった。
	アウトプット指標	(1)47都道府県それぞれにおいて、1回以上、説明会を開催する。 (2)①専門家による電話相談受付を一日当たり5件以上、また事業場からの求めに応じて、実地指導を1か月あたり11件以上行う。 ②デジタル粉じん計及び風速計のそれぞれについて、1か月当たりの貸出し件数を全国で235件以上(47都道府県×5件)以上とする。 (3)助成金について、平成23年度予算(281,625千円)の9割以上の利用がなされるようにする。			実績	×	(1)受動喫煙防止対策に関する説明会を1回以上実施したのは、44都道府県。 (2)①電話相談受付件数は平均1.8件/日(222件/121営業日)、実地指導件数は平均4.8件/月(29件/6か月)。 ②デジタル粉じん計及び風速計の貸出し件数は平均13件/月(77件/6か月)。 (3)助成金の利用割合は4.3%(12008千円/281,625千円)。
	未達成原因の分析	この事業は平成22年12月の労働政策審議会で建議された事業場における全面禁煙や空間分煙等の受動喫煙防止措置の義務化(関係法令改正)への対応として事業者を財政的又は技術的に支援することを目的として開始されたものであるが、現在、法改正の審議中であり、平成23年度中に受動喫煙防止措置は事業場の義務となることはなかったことが、制度の活用に至らなかった最も大きな原因と推定される。加えて、事業開始初年度で、かつ、10月からの開始(事業期間6月)であったが、本事業が主に対象とする中小企業に対して、事業の認知度が十分でなかった点や、受動喫煙の健康への影響について、各事業場において対策が必要との判断に至るまでには浸透していない点も関係している。この他、特に受動喫煙防止対策助成金については、対象業種が飲食店、料理店及び旅館業に限られているほか、受動喫煙防止対策に関する費用の確保や計画の策定そのものに時間を要すること、助成率が1/4と低いことなどが、申請が低調に推移した理由と考えられる。					
	改善事項、今後の課題	この事業の内容や、受動喫煙防止対策の必要性について、特に中小企業事業主を中心に改めて十分に周知を行うことや、事業場の経営者、安全衛生管理者等に対し、受動喫煙による健康への影響という本質的な点から対策が求められていることについて教育啓発を実施することにも注力するとともに、受動喫煙防止対策の強化を望む労働者の意見が多いという実態など、受動喫煙に関する周辺情報も併せて提供し、受動喫煙防止対策の推進を図ることが今後の課題と考えられる。また、実地指導を行った事業場からのアンケートの回収を徹底し、事業内容の改善に活用する。また、受動喫煙防止対策助成金制度については、申請事業者向けのFAQや申請書類の記載例を作成するなど、支援の利用がしやすいよう改善を図る。					
24年度目標設定	24年度事業概要	平成23年度と同様であるが、受動喫煙防止対策に関する事業場の取組の進捗状況を把握するため、アンケートによる実態調査を追加で実施する。また、受動喫煙防止対策に関する委託事業については、専門家による技術的事項及び測定機器の取扱方法について、事業場団体等の求めに応じた集団指導にも対応する。					
	アウトカム指標	平成24年度中に実施するアンケートによる実態調査で、「全面禁煙」又は「空間分煙」による受動喫煙防止対策を講じている事業場の割合を、70%以上とする。					
	アウトプット指標	(1)各都道府県で1回以上、受動喫煙防止対策に関する周知啓発(集団指導)を行う。 (2)①専門家による電話相談受付件数及び実地指導(集団指導を含む)の1か月当たりの平均実績件数を平成23年度実績に対し2割以上増加させる、②デジタル粉じん計及び風速計の1か月当たりの平均貸出し件数をそれぞれ平成23年度実績に対し2割以上増加させる。 (3)補助金の1か月当たりの平均利用件数について、平成23年度実績に対し5割以上増加させる。					
指標の設定根拠(理由)	(1)受動喫煙防止対策を推進していく上で、全国的な周知啓発の実施が必要と判断し、目標を設定した。 (2)①②事業者への受動喫煙防止に関する教育啓発及び事業内容の周知を着実に実施することにより見込まれる利用の増加分として目標を設定した。 (3)事業者への受動喫煙防止に関する教育啓発及び事業内容の周知の着実な実施並びに申請に関するFAQ及び記載例の整備により見込まれる利用の増加分として目標を設定した。						
社会復帰促進事業検討会における指摘事項	受動喫煙防止対策助成金の利用割合が低かった理由について、助成率が1/4と低いことが挙げられているが、この助成率を1/2や2/3などに引き上げることができない。						

事業名		安全から元気を起こす戦略の推進経費 (化学物質の危険有害性情報の伝達の促進) (平成23年度は「化学物質管理の支援体制の整備」事業)			平成24年度 事業番号	38
事業概要		化学物質を取り扱う事業場に対して、化学物質の自主的管理を促進し、また国によるリスク評価のための調査を実施することで、化学物質による労働災害を防止する。 ①化学物質による労働災害を防止するため、化学物質の自主的管理を促進する必要がある、化学物質の危険有害性情報の提供等の支援を行う必要がある。 ②有害性が指摘されている化学物質について、リスクの高いものは規制を強化する必要がある、このための有害性及びばく露実態の調査を行う必要がある。 ③ナノマテリアルの人に対する有害性は必ずしも明らかになっておらず、有害性を明らかにする必要がある。				
予算・決算		予算額	決算額	予算執行率(%)	社会復帰促進等事業に関する検討会における評価	
	平成22年度	402,392	376,489	95.5	平成21年度	C
	平成23年度	333,872	286,258	91.0	平成22年度	A
	平成24年度	62,049	※予算執行率は行政経費を考慮していない。		平成23年度	C
23年度実績評価	アウトカム指標	①モデルMSDSのホームページアクセス数を前年度(661万件)以上にする。 ②モデルMSDSについて、「役に立った」とする割合を70%以上とする。			実績	○ ②モデルMSDSについて、「役に立った」とする割合は98%となった。 × ①モデルMSDSのホームページアクセス数は119万件にとどまった。
	アウトプット指標	①200の化学物質についてGHS(化学品の分類と表示に関する国連勧告)分類を行う。 ②平成22年度にリスク評価(初期評価)を実施した物質のうち、「詳細評価が必要である」とされた5物質についてリスク評価(詳細リスク評価)を行うとともに、労働安全衛生規則第95条の6に基づく告示(H21.12改正)に定める43物質のうち、事業場からの有害物ばく露作業報告の提出があり、事業場におけるばく露測定が行える物質すべてについて、確実にリスク評価(初期リスク評価)を実施する。 ③長期発がん性試験方法の確立のため、ナノマテリアル吸入ばく露予備試験(13週間試験)を行う。			実績	○ ①201の化学物質についてGHS分類を行った。 ②5物質についてリスク評価(詳細リスク評価)を実施済み。また、有害物ばく露作業報告があり、測定方法の検討が終了した8物質について初期リスク評価を実施。 ③長期発がん性試験方法の確立のため、ナノマテリアル吸入ばく露予備試験(13週間試験)を行った。
	未達成原因の分析	これまで中央労働災害防止協会に委託して運営していた「安全衛生情報センター」から「職場のあんぜんサイト」に移行した最初の年であり、サイトの知名度が十分ではなかったことからアクセス数が少なくなったと考えられる。				
	改善事項、今後の課題	引き続き計画的に事業を運営する。 化学物質のGHS分類については引き続き事業を行う。 「モデルMSDS」のコンテンツは、引き続き、「職場のあんぜんサイト」に掲載されるので、同サイトの内容を一層充実させるよう今後改善を図りたい。 また、同サイトの周知啓発を図っていく必要があり、今年度に全国数カ所で開催を予定している省令改正のための説明会等の機会も活用して周知啓発を行うこととしたい。				
24年度目標設定	24年度事業概要	①化学物質に係るばく露実態調査及び有害性評価書の作成を行い、特定化学物質障害予防規則の改正等を行う。 ②ナノマテリアルの有害性を明らかにする。				
	アウトカム指標	指標の設定根拠(理由)	有害性評価の結果を具体的に活用することにより、事業場における化学物質管理の適正化に寄与する。			
	アウトプット指標	指標の設定根拠(理由)	①平成23年度にリスク評価(初期評価)を実施した物質のうち、「詳細評価が必要である」とされた5物質についてリスク評価(詳細リスク評価)を行うとともに、労働安全衛生規則第95条の6に基づく告示(H23.12改正)に定める14物質のうち、事業場からの有害物ばく露作業報告の提出があり、事業場におけるばく露測定が行える物質すべてについて、確実にリスク評価(初期リスク評価)を実施する。 ②長期発がん性試験方法を確立したため、平成24年度よりナノマテリアル吸入ばく露本試験を開始する。			本事業の成果は特別規則による規制を行うか否かの判断材料になっている。そのため、必要なリスク評価等が適切に行われるよう上記内容を目標としたもの。
社会復帰促進事業検討会における指摘事項	前受託者(中央労働災害防止協会)が受託していた時は、サイトが受託者のサイトにあったこともあり、利用者もアクセスしやすかったが、厚生労働省のサイトにサイトが移ったことで、アクセスしづらくなったと考えられる。積極的な周知を行うべきではないか。					

事業名	石綿障害防止総合相談員等設置経費			平成24年度 事業番号	40
事業概要	都道府県労働局に石綿障害防止総合相談員、労働基準監督署に石綿届出等点検指導員を配置し、建築物の解体等作業に係る計画届、作業届、健康診断結果報告等の届出情報の審査・点検、実地指導、石綿製造等の禁止の徹底、石綿健康管理手帳の受付体制等を強化する。				
予算・決算		予算額	決算額	予算執行率(%)	社会復帰促進等事業に関する検討会における評価
	平成22年度	198,469	—	—	平成21年度 —
	平成23年度 (27,715)	271,559	—	—	平成22年度 —
	平成24年度	246,622	※予算執行率は行政経費を考慮していない。		平成23年度 C
23年度実績評価	アウトカム指標	石綿健康管理手帳の交付総数を対前年より増加させる。		実績	× 2,505件(平成22年交付総数:3,177件)
	アウトプット指標	石綿障害防止総合相談員の勤務日数を90%以上とする。		実績	○ 47局すべてで90%以上の目標を達成できた。
	未達成原因の分析	アウトプット指標に設定した石綿健康管理手帳の新規交付件数は目標を下回った。これは、これまで行ってきた制度の周知が一定程度行き渡ったためと考える。 石綿の製造等が段階的に禁止され、平成24年3月には全面的に禁止された。これに伴い石綿の取扱作業を行う労働者は長期的に減少する傾向にあると考えられ、新たに交付要件に該当する労働者も減少すると考えられる。			
	改善事項、今後の課題	今後、石綿健康管理手帳の所持者は増加を続けることが見込まれるが、新規交付数自体は減少することが予想されるため、目標の設定方法を検討する必要がある。			
24年度目標設定	24年度事業概要	石綿除去作業等に係る相談業務、届出の審査、個別指導等を実施する。			
	アウトカム指標	指導員が適切に届出審査、書面指導を行い、署の職員による実地調査等を届出件数の20%以上行う。			
	アウトプット指標	指標の設定根拠(理由)	指導員により、適切に届出審査が行われることにより、行政官がその結果を踏まえて効率的に実地調査等を行うことができるようになるため、上記の目標にしたもの。		
アウトプット指標	指標の設定根拠(理由)	石綿に関する専門知識を有する相談員が各種相談に対応することで、事業場における労働者への石綿ばく露防止に資することができるため、上記の目標にしたもの。			
社会復帰促進事業検討会における指摘事項	同じ石綿対策に関する事業であるNo.33の「じん肺等対策事業」と連携を図りながら事業を推進していくこと。				

事業名		建設業等における労働災害防止対策費 (1) 墜落・転落災害等防止対策事業(建設業、造船業) (2) 東日本大震災に係る復旧・復興工事安全衛生確保支援事業)		平成24年度 事業番号	47
事業概要		(1)①足場からの墜落防止措置に係る「より安全な措置」について、専門家による診断の実施、診断結果に基づく改善計画の作成等の現場に対する指導・支援の実施 ②造船所における高所作業をはじめとする危険作業について、リスクアセスメント等の実務者に対する教育研修等の実施 (2)①安全衛生に関する諸問題に対応する窓口となり、安全衛生専門家の活動の拠点となるプラトホームの設置(岩手、宮城、福島) ②復旧工事現場に対する巡回指導の実施 ③安全な作業計画の作成等、安全衛生に関する各種相談、助言の実施 ④建設工事に不慣れな未熟練労働者に対する安全衛生教育を充実させるための支援の実			
予算・決算		予算額	決算額	予算執行率(%)	社会復帰促進等事業に関する検討会における評価
	平成22年度	455,682	374,521	85.3	平成21年度 C
	平成23年度 (227,728)	317,205	188,461	62.4	平成22年度 C
	平成24年度	377,965	※予算執行率は行政経費を考慮していない。		平成23年度 B
23年度実績評価	アウトカム指標	(1)①手すり先行工法に係る指導・支援を受けた事業場のうち、有効、有用であったことから「今後、自らの施工現場で手すり先行工法を採用する」と回答する者の割合を80%以上とする。 ②統括安全衛生責任者等に対する研修会実施事業場において、労働災害防止対策の見直しを行い具体的な対策の改善措置を講じた事業場の割合を80%以上とする。 ③リスクアセスメント実務者に対する教育研修会実施事業場において、リスクアセスメント手法の見直しを行い、具体的な対策の改善措置を講じた事業場の割合を80%以上とする。 (2)建設業への新規参入者に対する安全衛生教育支援の実施の結果、役に立ったとの回答の割合を80%以上とする。		実績	○ (1)①採用する旨(条件付き採用を含む)回答 95% ②改善措置を講じた事業場(予定を含む)90% ③改善措置を講じた事業場(予定を含む)96% (2)役に立ったとの回答 96.1%
	アウトプット指標	(1)①建設業における手すり先行工法等に係る指導・支援を行う者に対する研修会を実施する。 ②建設業における手すり先行工法の普及・定着のための現場に対する指導・支援を行う(325現場)。 ③造船業における統括安全衛生責任者等に対する教育研修会を実施する。(7回) ④造船業におけるリスクアセスメント実務者に対する教育研修会を実施する。(6回) (2)安全衛生指導の経験者による復興工事現場に対する安全衛生巡回指導を実施する(1080回)		○	(1)①建設業における手すり先行工法等に係る指導・支援を行う者に対する研修会の実施(62名) ④造船業におけるリスクアセスメント実務者に対する教育研修会の実施(7回)
	未達成原因の分析	アウトプット指標の(1)②に関して、現場に対する指導・支援の経験のない団体が受託し、事業の準備に時間を要したため、指導・支援する現場数が指標に達しなかった。 アウトプット指標(1)③に関して、ニーズを踏まえて(1)④の目標を上回ってリスクアセスメント実務者に対する教育研修会を実施したためである。 アウトプット指標(2)に関して、福島県について、放射性物質の影響のため復興工事現場数が少なかったことから、宮城県での巡回指導をその分強化したが、目標にわずかに届かなかった。			
	改善事項、今後の課題	墜落・転落災害等防止対策事業(建設業)については、橋梁補修・塗装工事における「つり足場」からの「墜落・転落」が増加していることに対応するため、新たに橋梁補修・塗装工事における「つり足場」の組立・解体等における安全対策を強化するための事業を実施することとし、当該事業の経費を確保するため、手すり先行工法の普及については、実績を踏まえ予算を削減し、現場に対する指導・支援対象数を325現場から200現場とする。			
24年度目標設定	24年度事業概要	(1)建設工事等足場の設置を必要とする現場に対して、足場からの墜落防止措置に係る「より安全な措置」について、専門家による診断の実施、診断結果に基づく改善計画の作成等の指導・支援を行うとともに、橋梁補修・塗装工事における安全な「つり足場」の組立・解体等作業の普及のため、統括管理研修会の実施、つり足場の組立・解体作業の標準マニュアルの作成、つり足場の組立・解体作業を行う現場に対する調査・診断等を行い、作業計画の作成支援を行う。 造船所における高所作業をはじめとする危険作業について、リスクアセスメント等の実務者に対する教育研修等を行う。 (2)岩手、宮城、福島の3県に復旧・復興工事の安全衛生対策に関する支援を行う拠点(プラトホーム)を設置し、専門家による①安全衛生教育への支援、②安全衛生相談、③巡回指導等を実施する。			
	アウトカム指標	(1)①手すり先行工法に係る指導・支援を受けた事業場のうち、有効、有用であったことから「今後、自らの施工現場で手すり先行工法を採用する」と回答する者の割合を80%以上とする。 ②橋梁補修・塗装工事の元方事業者に対する統括管理研修会実施事業場で、労働災害防止対策の見直しを行い、具体的な対策の改善措置を講じた事業場の割合を80%以上とする。 ③統括安全衛生責任者等に対する研修会実施事業場で、労働災害防止対策の見直しを行い、具体的な対策の改善措置を講じた事業場の割合を80%以上とする。 ④リスクアセスメント実務者に対する教育研修会実施事業場で、リスクアセスメント手法の見直しを行い、具体的な対策の改善措置を講じた事業場の割合を80%以上とする。 (2)建設業への新規参入者に対する安全衛生教育支援が役に立ったとの回答の割合を80%以上とする。			
	指標の設定根拠(理由)	建設業での手すり先行工法等の「より安全な措置」の実施を徹底していく観点から平成24年度の目標(1)①については、平成23年度と同様の目標とした。目標(1)②については、平成24年度から新たに実施する橋梁補修・塗装工事対策に関するものであるが、その数値については、目標(1)③及び(1)④を参考に設定した。また、造船業対策に関する目標(1)③及び(1)④については、平成23年度と同様の目標とした。 東日本大震災に係る復旧・復興工事安全衛生確保支援事業の目標(2)については、平成23年度と同様の目標とした。			
	アウトプット指標	(1)①建設業における手すり先行工法等に係る指導・支援を行う者に対する研修会を実施する。 ②建設業での手すり先行工法の普及・定着のための現場に対する指導・支援を行う。(200現場) ③橋梁の補修・塗装工事における「つり足場」の組立・解体作業計画の調査・診断を行う。(50現場) ④造船業での統括安全衛生責任者等に対する教育研修会を実施する。(6回) ⑤造船業でのリスクアセスメント実務者に対する教育研修会を実施する。(7回) (2)安全衛生指導の経験者による復興工事現場に対する安全衛生巡回指導を実施する。(1150回)		○	
指標の設定根拠(理由)	引き続き建設業等における労働災害防止対策を推進するため、手すり先行工法等に係る指導・支援に関しては、目標(1)①は、効果的な指導・支援のため、平成23年度と同様に指導・支援を行う者に対する研修会の実施を目標とし、目標(1)②は、平成23年度の実績を踏まえて、平成24年度から新たに必要となる橋梁補修・塗装工事における「つり足場」の組立・解体等における安全対策を強化することも考慮し、対象現場数の目標を設定した。目標(1)③については、平成24年度から新たに実施する橋梁補修・塗装工事における調査・診断の対象現場数を都道府県各1現場程度を目安に設定した。また、造船業対策に関する目標(1)④及び(1)⑤については、平成23年度の実績を踏まえた目標とした。 目標(2)については、平成23年度の実績を基に12か月の事業として目標を設定した。				
社会復帰促進事業検討会における指摘事項	建設業での手すり先行工法の普及・定着のための現場に対する指導・支援数について「325現場から200現場に削減」とあるが、建設業等において労働災害が増加している中、指導現場数を減らすことに疑問を感じる。				

事業名		自動車運転者の労働時間等の改善のための環境整備等			平成24年度 事業番号	56	
事業概要		長時間労働の抑制、改善基準告示遵守のための環境整備を行い、事業者自らの努力と荷主の協力を得る取組等を通じて、自動車運転者の就業環境の改善を推進する。					
予算・決算			予算額	決算額	予算執行率(%)	社会復帰促進等事業に関する検討会における評価	
	平成22年度		32,898	27,276	82.9	平成21年度	C
	平成23年度		120,313	11,025	47.4	平成22年度	B
	平成24年度		97,189	※予算執行率は行政経費を考慮していない。		平成23年度	B
23年度実績評価	アウトカム指標	①自動車運転者時間管理等指導員に個別訪問された事業者の80%以上から「訪問が有益であった」との回答を得る。 ②EUを中心とした先進国における自動車運転者に係る労働時間等の法規制、労働実態等の調査研究を適切に実施し、その結果をまとめる。			実績	○	①自動車運転者時間管理等指導員が個別訪問を行った事業者の98.6%から「訪問が有益であった」との回答を得た。 ②EU5か国(イギリス・ドイツ・オランダ・フランス・スペイン)における自動車運転者に係る労働時間等の法規制、労働実態等の調査研究を実施し、その結果を報告書にまとめた。
	アウトプット指標	自動車運転者時間管理等指導員による個別訪問数を2,000事業場以上とする。			実績	×	自動車運転者時間管理等指導員による個別訪問数はのべ1,616事業場であった。
	未達成原因の分析	労働時間等の労務管理が不十分な企業に対して、労働基準法や最低賃金法、改善基準告示等に基づく労務管理等を丁寧に指導・助言したことにより、各事業者に自動車運転者の労働時間等の改善の意義を理解していただけたが、東日本大震災の影響や制度開始初年度であったことにより、自動車運転者時間管理等指導員の活動が目標に達しなかった。					
	改善事項、今後の課題	自動車運転者時間管理等指導員の個別訪問が目標に達しなかったものの、98.6%の事業者から、指導員による個別訪問が有益であったとの回答を得たことから、予算額を見直した上で、引き続き、自動車運転者管理指導員を配置し、労務管理等の指導・助言を実施する。					
24年度目標設定	24年度事業概要		①自動車運転者時間管理等指導員を引き続き配置して、個別訪問の上、指導・助言を行う。 ②荷主から連なる貨物運送業務受注事業場を構成員とする協議会を設置させるとともに、自動車運行管理アドバイザーによる個別指導等を実施し、自動車運転者の安全衛生及び労働条件の確保を推進する。				
	アウトカム指標	指標の設定根拠(理由)	①自動車運転者時間管理等指導員が個別訪問した事業場の80%以上から「訪問が有益であった」との回答を得る。 ②協議会に参加した事業場の80%以上から「労働時間の削減、改善基準告示の遵守等のために参考になった」との回答を得る。 ①自動車運転者時間管理等指導員が個別訪問する事業者は、平成23年度に個別訪問した事業者と異なる事業者を予定していることから、引き続き80%とした。 ②自動車運転者時間管理等指導員が個別訪問した事業場から「訪問が有益であった」と回答を得る割合の目標を80%以上としているため、同程度の目標を設定した。				
		アウトプット指標	指標の設定根拠(理由)	自動車運転者時間管理等指導員による指導事業場数を1,800事業場以上とする。 平成24年度予算において、自動車運転者時間管理等指導員に係る予算額が約25%減額されたが、少しでも個別訪問・指導件数を確保するため、個別訪問に際して、下請事業者等を含め複数の事業場に対して助言・指導を行うなどの工夫を行った上で、目標を平成23年度の90%とした。なお、これに伴い、アウトプット指標について、個別訪問数から指導事業場数へ変更した。			
社会復帰促進事業検討会における指摘事項		自動車運転者時間管理等指導員が行う個別訪問の対象事業場はどのような基準で選定するのか。					

事業名		労働災害防止対策費補助金経費			平成24年度 事業番号	62	
事業概要		事業主の自主的な労働災害防止の活動を促進するための中心団体として、労働災害防止団体法等の規定により設立された労働災害防止団体(6団体)及び船員災害防止協会が実施する事業主等の労働災害防止活動等の事業を促進するため補助を行う。					
予算・決算		予算額	決算額	予算執行率(%)	社会復帰促進等事業に関する検討会における評価		
	平成22年度	2,047,329	1,971,384	96.3	平成21年度	C	
	平成23年度	1,843,709	1,776,773	96.4	平成22年度	C	
	平成24年度	1,516,444	※予算執行率は行政経費を考慮していない。		平成23年度	C	
23年度実績評価	アウトカム指標	①労働災害防止団体における安全衛生管理活動(個別事業場指導)を1,900回以上実施する。 ②業種別労働災害防止団体においては、業種ごとの労働災害による死亡災害について、平成22年と比べて4%以上減少させる。		実績	×	①実施回数:1,550回 ②死亡者数対22年比(23年死亡者数・震災以外) ・建設業 Δ6.3%(342人) ・陸上貨物運送事業 Δ16.2%(129人) ・林業 Δ35.6%(38人) ・港湾荷役業 100.0%(10人) ・鉱業 120.0%(11人)	
	アウトプット指標	①労働災害防止に関する教育研修等の参加者数を40,900人以上とする。		実績	×	①参加人数:32,073人	
	未達成原因の分析	アウトカム指標:①労働災害防止団体の人員不足、景気低迷等による企業環境の悪化により指導を要請する事業場が減少したこと等から目標に達しなかった。 ②建設業、陸上貨物運送事業、林業について前年と比較して死亡者数は減少したが、港湾荷役業、鉱業については、墜落・転落等の死亡者数の増加により目標を達成できなかった。 アウトプット指標:景気の低迷等で企業が受講対象を絞っているものと思料されること。利用者のニーズにあった教育研修メニューになっていなかったこと等が原因として考えられる。					
	改善事項、今後の課題	昨年度の社会復帰促進等事業に関する検討会で、アウトカム指標、アウトプット指標が事業効果を測定する適切な目標になっていないとの指摘を受けたため、各団体について、研修、講習会の利用者層の意見をアンケート調査等を行うなどし、団体の活動の目標のあり方から事業の内容について検討し、24年度の目標を設定した。 今後は、利用者からの評価を引き続き検証し、効率的な実施体制等を図ると共に、利用者のニーズを踏まえた教育研修メニューを実施していくこととする。					
24年度目標設定	24年度事業概要	事業主の自主的な労働災害防止の活動を促進するための中心団体として、労働災害防止団体法等の規定により設立された労働災害防止団体(6団体)及び船員災害防止協会が実施する事業主等の労働災害防止活動等の事業を促進するため補助を行うもの。					
	アウトカム指標	①労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する現場指導等事業場等のうち、安全衛生水準の向上に効果があったとした事業場等の割合を80%以上とする。 ②労働災害防止及び船員災害防止に関する教育研修等の受講者のうち、災害防止に効果があったとした者の割合を80%以上とする。					
	アウトプット指標	指標の設定根拠(理由)	労働災害防止効果を図る観点から、事業場、受講者に対してアンケートを実施し、事業効果を図ることとした。 ①労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する現場指導等が、事業場等の安全衛生水準に一定程度以上の効果を有することを確認できる目標設定とした。 ②労働災害防止及び船員災害防止に関する教育研修等が、受講者に対して災害防止に一定程度以上の効果を有することを確認できる目標設定とした。				
		指標の設定根拠(理由)	①労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する現場指導等事業場等数を18,900事業場以上とする。 ②労働災害防止及び船員災害防止に関する教育研修等受講者数を62,700人以上とする。 自主的労働災害防止活動の促進及び労働者の安全と健康の増進を図り、労働災害の防止に寄与することを目的とした現場指導等事業場等数及び労働災害防止及び船員災害防止に関する教育研修受講者数について目標設定した。 なお、各指標は、各防災団体及び船員災害防止協会の24年度事業計画に規定された数字の総計である。				
社会復帰促進事業検討会における指摘事項	目標未達成理由の分析のところで、「労働災害防止団体の人員不足」とあるが、人員不足が1つの要因となっているのであれば、人員不足が改善されなければ、この事業の改善も図れない1つの要因になってしまうということはあるのか。						

事業名	産業医学振興経費			平成24年度 事業番号	63
事業概要	産業医科大学に対する助成、修学資金の貸与を行うとともに、産業医の資質の向上、産業医学に関する研究の促進等を図り、もって産業医学の振興及び職場における労働者の健康確保の充実に資する				
予算・決算		予算額	決算額	予算執行率(%)	社会復帰促進等事業に関する検討会における評価
	平成22年度	5,316,934	5,181,784	97.5	平成21年度 A
	平成23年度	5,453,181	5,453,181	100	平成22年度 A
	平成24年度	4,998,166	※予算執行率は行政経費を考慮していない。		平成23年度 B
23年度実績評価	アウトカム指標	①実践能力の高い産業医を養成する体制を維持するとともに、産業医数を毎年20名以上純増させる。 ②認定産業医の資格を取得しようとしている他の医科大学、医学部卒業生に対して行う日本医師会認定産業医基礎研修会のうち、当該講座が有用であった旨の回答の割合を85%以上にする。		実績	○ ①産業医数:22名増加 ②有用との回答:93.3%
	アウトプット指標	③医師国家試験の合格率については、常に全国医学部・医科大学80校中上位20位以内の合格率を維持する。 ④産業医の資格取得希望者のための研修の参加者を550人以上とする。 ⑤企業人事・労務担当者向けメンタルヘルス対策支援講座、一般者向け公開講座や産業医活動に関心を持つ方に対してオープンキャンパスを実施し、これらの講座等の参加者を780人以上とする。		実績	○ ④研修参加者:604人 ⑤参加者:850名 × ③合格率順位:23位
	未達成原因の分析	③:これまでの実績を踏まえた情報収集や、学生の意識改革、学習指導、模擬試験等の実施に積極的に取り組み、成績下位学生に夏季、秋季特別学習を実施したが、結果的に成績下位者が不合格となったことが未達成の要因。また、既卒者が全体の合格率を引き下げたことも要因の一つ。			
	改善事項、今後の課題	③医師国家試験の合格率については、成績下位者の底上げを図るべく「学習力育成委員会」で、低学年からの学力向上に努めるとともに、成績下位者の早期からの個別指導の強化及び既卒者へ支援も実施する。			
24年度目標設定	24年度事業概要	23年度と同様			
	アウトカム指標	①実践能力の高い産業医を養成する体制を維持するとともに、産業医数を毎年20名以上純増させる。 ②認定産業医の資格を取得しようとしている他の医科大学、医学部卒業生に対して行う日本医師会認定産業医基礎研修会のうち、当該講座が有用であった旨の回答の割合を85%以上にする。 ③産業医研修事業において、当該研修が有用であった旨の回答の割合を85%以上にする。			
	指標の設定根拠(理由)	産業医学教育の実施による実践能力の高い産業医の養成・確保は、職場における労働衛生水準の向上や労働者の健康維持増進に必要不可欠であるため。 なお、「産業医数を毎年20名以上純増」は、産業医科大学が作成している中期目標・中期計画(計画期間:平成22年4月1日～平成28年3月31日)に規定している。			
	アウトプット指標	④医師国家試験の合格率については、95%以上とする。 ⑤産業医の資格取得希望者のための研修の受講者を550人以上とする。 ⑥企業人事・労務担当者向けメンタルヘルス対策支援講座、一般者向け公開講座や産業医活動に関心を持つ方に対してオープンキャンパスを実施し、これらの講座等の受講者を780人以上とする。 ⑦産業医研修事業の受講者を25,000人以上とする。			
指標の設定根拠(理由)	産業医学の振興と優秀な産業医を養成する観点から、産業医の養成、産業医の能力向上、大学が蓄積した知見等の社会提供に係る事項について目標を設定。なお、④～⑥については、産業医科大学が作成している中期目標・中期計画(中期計画:平成22年4月1日～平成28年3月31日)に基づき設定。⑦については、産業医学振興財団の24年度事業計画に基づき設定。				
社会復帰促進事業検討会における指摘事項	・「産業医学の振興費」については、予算はずっと削減されているが、産業医のニーズは非常に高いと思う。産業医の人材の需給バランスが崩れているのではないかと。アウトカムで毎年20名の増ということだが、これで企業側のニーズに本当に応えられているのかと思うところがある。				

事業名		女性就業支援全国展開事業		平成24年度 事業番号	66	
事業概要		<p>働く女性が就業意欲を失うことなく、健康を保持増進し、その能力を伸張・発揮できる環境を整備するため、全国各地の女性関連施設、地方自治体、女性団体、労働組合等(以下「女性関連施設等」という。)等で行っている女性就業支援施策が効果的、効率的に実施され、全国的な女性の就業促進と健康保持増進のための支援施策の充実を図ることを目的とし、以下の事業を実施する。</p> <p>(1)女性関連施設等支援事業 ・女性健康保持増進支援バックアップ事業 働く女性の健康保持増進のための支援施策の実施に関する相談対応及びバックアップセミナーの実施</p> <p>(2)情報提供事業 ・全国の女性関連施設等に対する事業の周知及びノウハウ・情報等の提供 ・全国の女性関連施設等向け女性就業促進支援プログラムの開発・提供 ・展示の維持・管理・貸出 ・図書資料等の充実・整備及びライブラリーの運営 ・ホームページの作成・更新等の実施 ・全国の女性関連施設等のデータベースの構築</p>				
予算・決算		予算額	決算額	予算執行率(%)	社会復帰促進等事業に関する検討会における評価	
	平成22年度	—	—	—	平成21年度	—
	平成23年度	95,264	39,896	83.8	平成22年度	—
	平成24年度	83,152	※予算執行率は行政経費を考慮していない。		平成23年度	B
23年度実績評価	アウトカム指標	①働く女性の健康保持増進のための支援施策に関する相談を利用したことで、セミナー・研修会の企画運営方法や働く女性の身体やこころの健康問題に関する知識・ノウハウの取得など、具体的な成果が得られたとする者の割合80%以上 ②働く女性の健康保持増進に関するセミナーの受講者のうち、一定期間経過後、「受講したことが実際にセミナー・研修会等の企画運営に役に立った」とする者の割合80%以上		実績	○	①98% ②100%
	アウトプット指標	①働く女性の健康保持増進に関する相談件数590件以上(1日2件×295日) ②働く女性の健康保持増進に関するセミナーの開催回数47回		実績	①× ②○	①560件 ②49件
	未達成原因の分析	「①働く女性の健康保持増進に関する相談件数590件以上」については、事業初年度であり、「女性就業支援」に関する相談において、「働く女性の健康保持増進」に関する相談ができることについての広報が行き届かなかったこと、東日本大震災の影響により年度前半の相談件数が伸び悩んだことが要因と考える。なお、「②働く女性の健康保持増進に関するセミナーの開催回数47回」は、女性関連施設等における働く女性の健康保持増進のための支援施策が効果的・効率的に実施されるよう、女性関連施設等のニーズにきめ細かく対応し、知識やノウハウ等を提供する事業を適切に実施したため、高い評価が得られ、セミナーの開催回数が49回と目標を達成できた。				
	改善事項、今後の課題	当該目標は、相談件数という受動的なものであるため、四半期ごとのモニタリングを行うことにより、目標達成状況を把握し、目標を下回っているときは、その都度、目標達成のため効果的な広報を行うよう事業広報の手法を見直した。引き続き、女性関連施設等に対し、広報を幅広く行い、事業の周知に努め、電話、メール、派遣先での相談対応等あらゆる媒体を使い相談を受付ける。なお、平成24年度第一四半期における相談件数は、272件(対前年比187.6%)であり、事業が女性関連施設等に浸透してきたものと思料している。				
24年度事業概要	23年度と同様					
24年度目標設定	アウトカム指標	①働く女性の健康保持増進のための支援施策に関する相談を利用したことで、セミナー・研修会の企画運営方法や働く女性の身体やこころの健康問題に関する知識・ノウハウの取得など、理解が得られたとする者の割合90%以上 ②働く女性の健康保持増進に関するセミナーの受講者のうち、一定期間経過後、「受講したことが実際にセミナー・研修会等の企画運営に役に立った」とする者の割合90%以上		指標の設定根拠(理由)	本事業は、女性関連施設等において、女性労働者や女性求職者等からの就業に関わる相談ニーズや健康保持増進のための支援施策に関する相談に対応するための、ノウハウ等の提供等を行うことから、セミナー受講者の成果獲得に対する満足度等を目標として掲げる。	
	アウトプット指標	①働く女性の健康保持増進に関する相談件数590件以上(1日2件×295日) ②働く女性の健康保持増進に関するセミナーの開催回数47回		指標の設定根拠(理由)	①相談件数 1日2件×開館日数 ②セミナーの開催回数 47都道府県	
社会復帰促進事業検討会における指摘事項	・相談件数590件以上としているが、これは適切な設定になっているのか。					

事業名		労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策の推進 (テレワーク普及促進等対策)		平成24年度 事業番号	75-2
事業概要		テレワーク相談センターの運営及びテレワーク・セミナーの開催により、テレワーク導入・実施時の労務管理上の留意点について周知・啓発を図るなど、適正な労働条件下でのテレワークの普及促進を図る。			
予算・決算		予算額	決算額	予算執行率(%)	社会復帰促進等事業に関する検討会における評価
	平成22年度	60,006	54,489	90.9	平成21年度 —
	平成23年度	43,725	32,199	73.6	平成22年度 C
	平成24年度	31,082	※予算執行率は行政経費を考慮していない。		平成23年度 C
23年度実績評価	アウトカム指標	① テレワーク・セミナーにおける労務管理の講義について、聴衆にアンケート調査を実施し、「『在宅勤務ガイドライン』及び『VDTガイドライン』について理解することができた」旨の回答が80%以上となること。 ② テレワーク・セミナーの聴衆に対しアンケート調査を実施し、「セミナーの受講を踏まえた取組を行う」旨の回答を80%以上とする。		実績 ×	① テレワーク・セミナーの参加者を対象としたアンケート結果によると、「『在宅勤務ガイドライン』及び『VDTガイドライン』について理解できた」という回答が、全体の77%(※1)であった。 ② テレワーク・セミナーの参加者を対象としたアンケート結果によると、導入を検討する旨の回答は73%(※2)であった。 ※1(N=352) 十分理解できた=39名(11%) 理解できた=165名(47%) やや理解できた=67名(19%) ※2(N=334) すでに導入している=46名(14%) 導入を検討している=73名(22%) 今後導入を検討=126名(38%)
	アウトプット指標	① テレワーク相談センターに対する相談件数を450件とする。 ② テレワークセミナーにおける1会場当たりの集客数を平均90名以上とする。		実績 ○	① テレワーク相談センターに対する相談件数は、770件であった。 ② テレワーク・セミナーにおける1会場当たりの集客数は約90名であった。
	未達成原因の分析	アウトカム指標①については、東日本大震災の影響によりテレワークへの関心の高まったが、両ガイドラインの内容説明時において、具体的事例を用いた説明が不足した結果、セミナーの内容が抽象的なものとなった事が要因であると考えられる。 アウトカム指標②については、東日本大震災の影響によるテレワークへの関心の高まりにより、例年に比べてテレワーク・セミナーの参加者は増加したが、労働時間管理上の留意点について具体的事例を用いた説明が十分でなかったことから、導入を検討する機会とならなかったことが要因であると考えられる。			
	改善事項、今後の課題	アウトカム指標①については、セミナーで使用・配付する資料に具体的事例を盛り込むなどの見直しを図ることにより、より参加者に理解しやすい講演の実現に向けて改善を図る。 アウトカム指標②については、①の改善に加え、セミナーをWeb上で動画配信することやセミナー参加者に「テレワーク相談センター」に対する一層の情報提供を行うことにより、セミナー参加者のテレワークの理解を促進させる。			
24年度目標設定	24年度事業概要	・テレワーク相談センター テレワーク導入・実施時の労務管理上の課題等についての質問に応じるテレワーク相談センターを東京に設置し、常勤の専門相談員を配置すること等によるきめ細かい相談対応を通じて、適正な労働条件下におけるテレワークの普及促進を図る。 ・テレワーク・セミナー テレワーク実施時の労務管理上の留意点について周知を図るとともに、テレワーク導入事業場による成功事例を紹介することにより、適正な労働条件下でのテレワークの普及促進を図る。			
	アウトカム指標	指標の設定根拠(理由)	① テレワーク・セミナーの労務管理の講義について、聴衆にアンケート調査を実施し、「『在宅勤務ガイドライン』及び『VDTガイドライン』について理解することができた」旨の回答が80%以上となること。 ② テレワーク・セミナーの聴衆に対しアンケート調査を実施し、「セミナーの受講を踏まえた取組を行う」旨の回答を80%以上とする。 ・指標①について 適切な労働条件下でのテレワークの普及促進が行われるためには、労働基準法を始めとした労働基準関係法令に基づく労務管理が行われる必要があり、テレワーク実施時の留意点を取りまとめた各ガイドラインに関して、セミナー参加者の多数にその内容の理解を図ることが重要であることから、理解度を目標とし、前年よりも参加者の理解が進むよう前年よりも3ポイント高い80%と設定した。 ・指標②について セミナーの実施により、参加者の今後のテレワークに関する取り組みを促進することが重要であることから、導入検討の要否を目標とし、前年よりも参加者の導入検討が進むよう前年よりも7ポイント高い80%と設定した。		
	アウトプット指標	指標の設定根拠(理由)	① テレワーク相談センターに対する相談件数を560件以上とする。 ② テレワークセミナーにおける集客数を合計270名以上とする。 ・指標①について 過去3年度間の平均相談実績を上回る目標を設定した。 ・指標②について 平成23年度から、セミナーの開催箇所を全国7箇所から全国2箇所(東京、大阪)に変更しており、引き続き開催する2会場の過去の開催実績を参考に目標を設定した。		
社会復帰促進事業検討会における指摘事項	C評価が2年続いているため、テレワークの重要性が高まっている中で、より一層導入を促進するためにはセミナーの実施方法を見直すべきではないか。				